

1 調査名称：館林市総合都市交通体系調査

2 調査主体：館林市

3 調査圏域：群馬県館林市（両毛都市圏）

4 調査期間：平成25年度

5 調査費： 5,100千円
(総合都市交通体系調査)

6 調査概要：

本市では平成23年度より第五次総合計画をスタートさせ、集約型都市構造の検討による人と人の交流できるまちなかの活性化を目指すとともに、市内の幹線道路網を体系的に整備することにより、円滑な道路ネットワークを確立させ、多様な交通手段への転換の促進による安全で便利な環境負荷の少ない交通体系の構築を目指しており、これまでの量的充足から質的充足を目指す道路整備への転換を進めている。

本調査では、未着手となっている都市計画道路を対象に社会経済情勢の変化や土地利用の変化、今後の人口減少の見通しを踏まえ、今後の道路整備のあり方を見直すため、都市計画道路の見直しの方針を定めるとともに、道路整備プログラムの策定を行う。

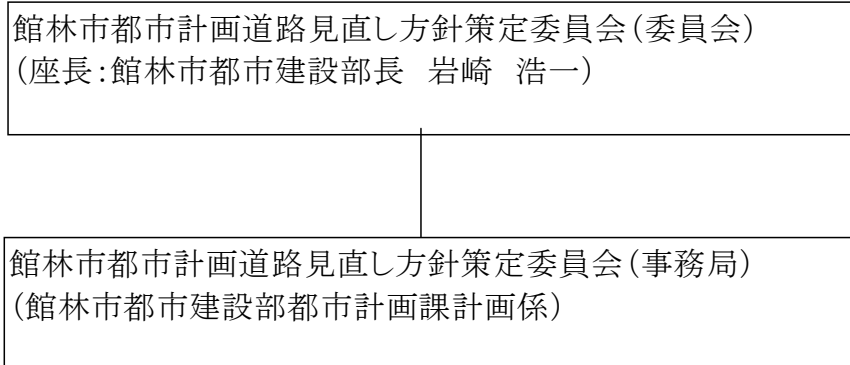
また、平成25年度より見直しを予定している館林市都市計画マスタープランにおける、「交通施設の都市計画の決定の方針」を定めるための施設配置や整備の方針として本調査結果を利用していくとともに、交通マスタープランの見直しや総合交通戦略の策定を進めていくための基礎となる調査である。

I 調査概要

- 1 調査名：館林市総合都市交通体系調査

- 2 報告書目次
 1. 業務概要
 - 1－1. 業務の目的
 - 1－2. 業務対象範囲
 - 1－3. 業務のフロー
 2. パブリックコメントの実施
 - 2－1. パブリックコメント用資料作成
 - 2－2. パブリックコメントの実施
 - 2－3. 都市計画道路見直し方針
 3. 道路整備プログラムの作成
 - 3－1. 道路整備プログラムの作成
 4. 費用便益の分析
 - 4－1. 交通量推計
 - 4－2. 費用便益分析
 5. アンケート調査の実施
 - 5－1. アンケート調査実施計画
 - 5－2. アンケート調査結果の整理
 6. 策定委員会
 - 6－1. 第1回策定委員会
 - 6－2. 第2回策定委員会
 - 6－3. 第3回策定委員会
 - 6－4. 第4回策定委員会

3 調査体制



4 委員会名簿等

区分		所 属		
1	関係団体	館林市区長協議会		野村 和利
2		一般社団法人 群馬県バス協会		小暮 達也
3		社団法人 群馬県トラック協会		谷田川 敏幸
4	関係行政機関	館林警察署	交通関係	有間 功
5		群馬県県土整備部	都市計画課	松岡 利一
6		群馬県東部県民局	館林土木事務所	樋口 学
7	館林市	都市建設部	都市建設部長	岩崎 浩一
8		政策企画部	企画課長	中里 克己
9		都市建設部	道路河川課長	茂木 広
10			緑のまち推進課長	森 貞男
11			建築課長	森 政人
12			区画整理課長	岡部 和夫
13		環境水道部	水道課 工務係長	浅野 康彦

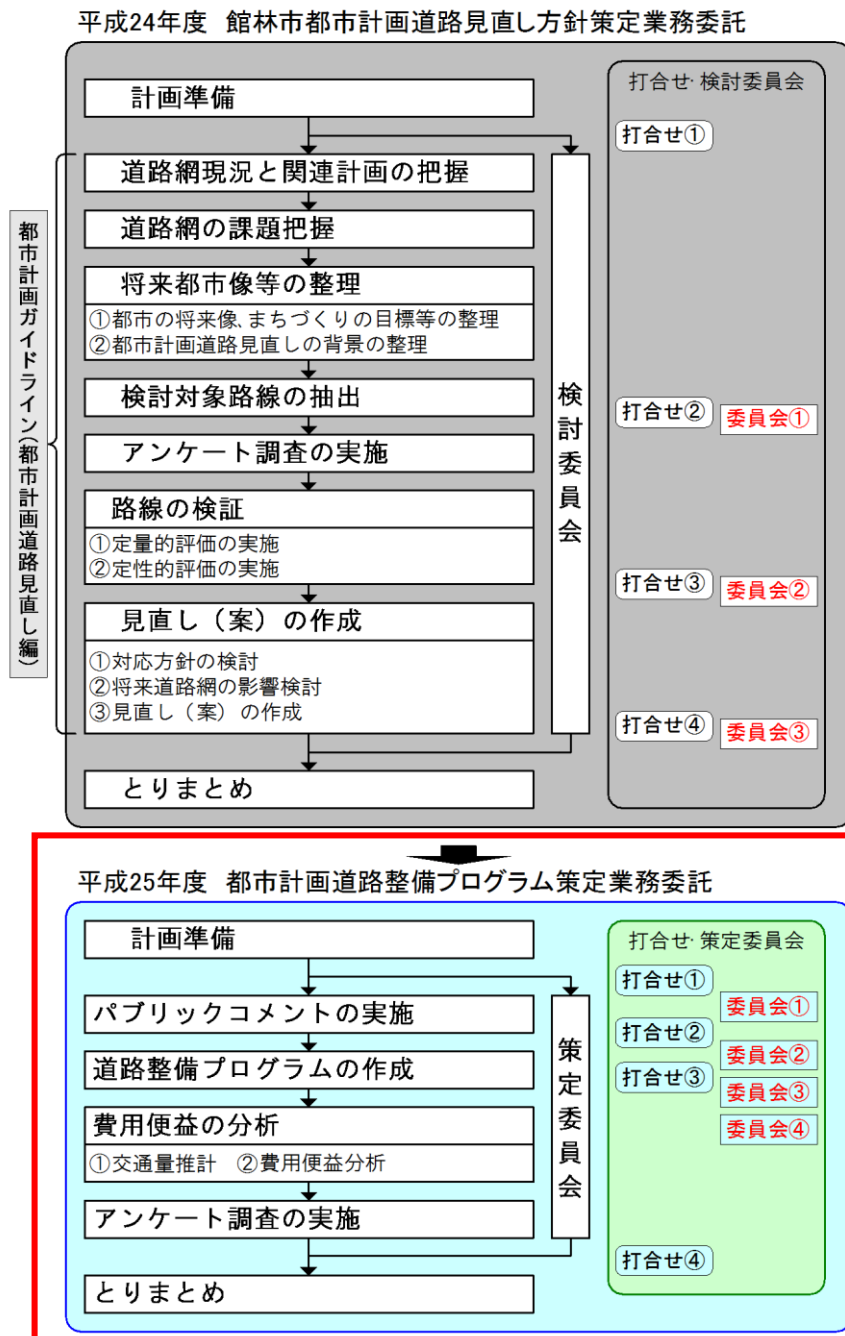
事務局	館林市	都市建設部	都市計画課長	小島 孝一
			都市計画課計画係長	杉浦 孝臣
			主任	福田 心也
			主任	津久井 紀行
			技師補	川田 真理絵

II 調査成果

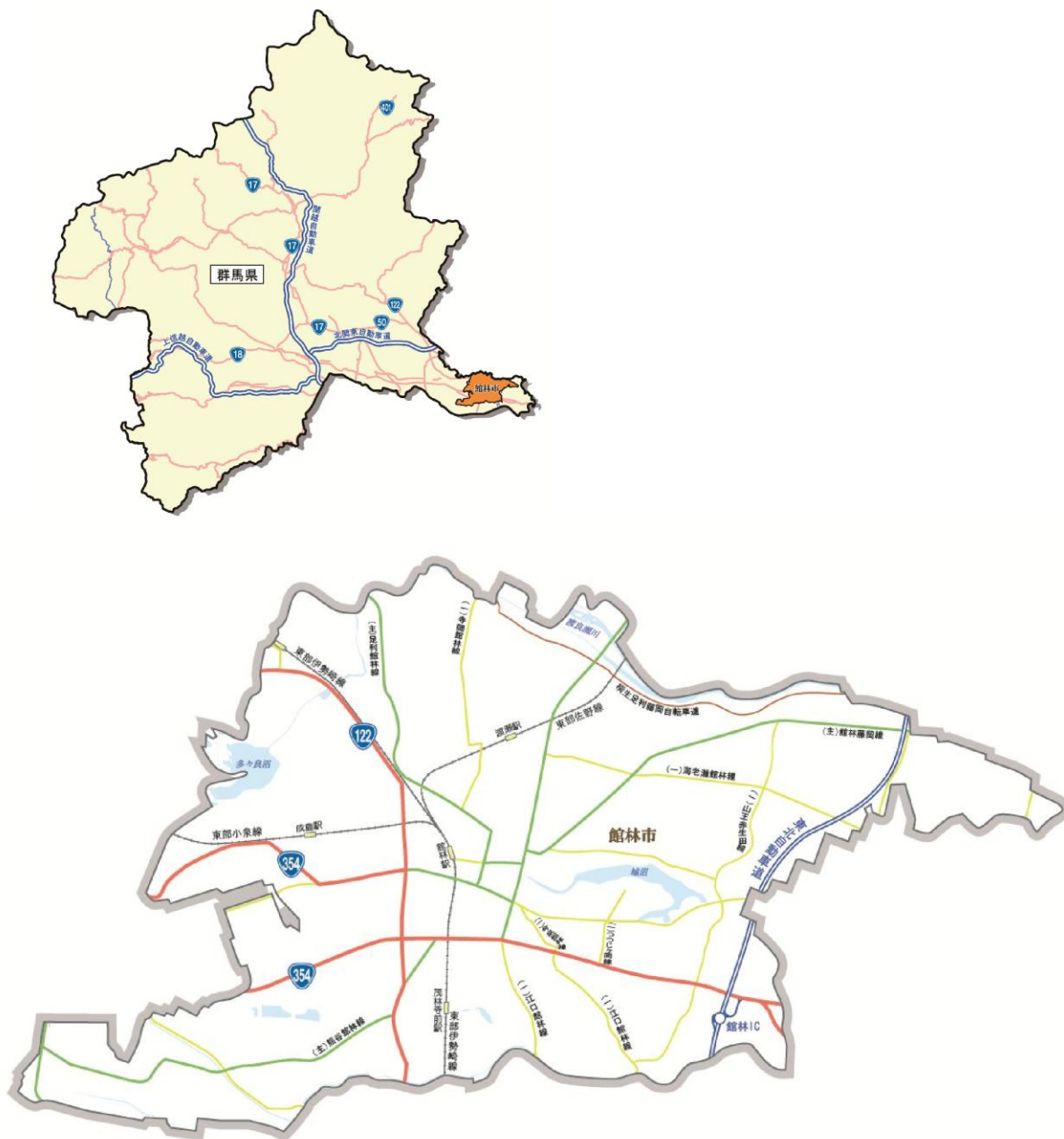
1 調査目的

本調査では、未着手となっている都市計画道路を対象に社会経済情勢の変化や土地利用の変化、今後の人口減少の見直しを踏まえ、今後の道路整備のあり方を見直すため、都市計画道路の見直しの方針を定めるとともに、館林市の道路整備プログラムを作成することを目的とする。

2 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

(1)パブリックコメントの実施

平成24年度に検討した都市計画道路見直し方針(案)を『都市計画ガイドライン(都市計画道路の見直し編)』の改訂を踏まえ、都市計画道路見直し方針(案)を作成した。修正した都市計画道路見直し方針(案)について、パブリックコメントを実施し、広く市民意見を求め、都市計画道路見直し方針を策定した。

①パブリックコメント用資料作成

館林市都市計画道路見直し(案)

平成25年12月
館 林 市

0. 全体構成

1. 都市計画道路の概要
 - 都市計画道路の概要を整理
2. 館林市都市計画道路見直しの背景など
 - 将来都市像(都市構造)やまちづくりの方向性、都市計画道路の見直し背景や必要性を整理
- 2-1. 館林市の都市計画道路
 - 館林市の都市計画道路の現状を整理
3. 都市計画道路見直しの全体の流れ
 - 都市計画道路見直しの進め方を整理
- 3-1. 検討対象区間の設定
 - 都市計画道路の整備状況から検討対象区間を設定
- 3-2. 検討対象区間の検証
 - 館林市の将来都市構造やまちづくりの基本方針から評価項目を設定
 - 検討対象区間に対して評価項目の該当を検証し、見直しの必要性を評価
4. 都市計画道路の見直し(案)
 - 検討対象区間の検証結果を受け、都市計画道路の見直し(案)を設定
5. 見直し候補区間の今後の流れ
 - 市町村が定める都市計画決定等の手続き

1. 都市計画道路の概要

●都市計画道路とは

●道路の機能
道路の機能は、人、自動車の通行、送迎施設の入出のための「交通機能」、電線、日影などの都市環境保全、避難路・延焼防止などの都市防災、上下水道・電気・ガス施設などの取巻のための「空間機能」、土地利用の規定、街区の形成などのための「市街地形成機能」の3つに分類されます。

●都市計画道路
都市計画道路は、都市計画法に定められている都市施設の一つであり、現在および将来予測される土地利用や交通量などを踏まえ、適切な規模や配置計画を都市計画決定しています。また、都市計画決定された道路区域を明示し、計画している土地での建築物の建設などを制限することによって、計画的・効率的な道路整備を進めています。

道路の機能	機能の区分	内 容
交通機能	交通機能	人や自動車(歩車)の移動の通行手段としての機能
	送迎利用機能	送迎車(自家用車)のみの利用、自動車(タクシー)の送迎、乗物(乗客)のみの送迎(バス)の送迎
都市計画道路	道路・各種機能	災害発生時の避難経路や救急車などの送迎機能
	災害防止機能	火災等の拡大を防止するための空間機能
空間機能	公共空間	バス等の公共交通を導くための空間
	送迎機能	上下水道、電気、電線等の供給経路および送迎機能のための空間
都市計画道路	都市構造・土地利用の形成	交通機能、商業機能、コリアンフォーター等のための空間
	都市構造・土地利用の形成	都市の骨格を形成し、都市の発展方向や土地利用の方向性を規定する機能
生活空間	都市構造・土地利用の形成	一定規模の宅地を形成する街区を形成する機能
	生活空間	人々の集い、遊び、暮らしの場としての空間

道路の機能イメージ図

2. 館林市都市計画道路見直しの背景など

(背景)
都市計画道路は、都市の将来のまちづくりを誘導するとともに、将来の予測される自動車交通量に対応して計画決定されたものでありますが、財政状況の悪化や都市計画決定後に整備されていませんが、現在、利用されている道路があることが要因となり長期未着手となっている道路があります。近年の人口減少や経済の低成長などの社会情勢の変化を考えるとその位置付けや必要性に変化が生じている道路が存在します。

(現状)
館林市の都市計画道路は、高度経済成長期の人口の増加や経済成長に伴う交通需要の増加を前提とした「まちづくり」都市構造に必要道路として計画決定されています。しかしながら、近年の将来人口推計結果をみると、館林市の将来人口は約2万人減少し、かつ一層、少子高齢化が進行する予測されています。また、都市計画道路の整備状況を見ても、およそ半数が整備されておらず、未整備の状況となっています。道路計画の範囲内の土地では、都市計画法による建築の制限がかかっている状況です。

(市の取り組み)
このため、館林市では、直面する将来の人口減少、少子高齢化の問題を挙げて、『館林市第五次総合計画(平成23年5月)』を策定し、まちづくりの基本方針を「人口規模に見合った集約型の都市構造(都市機能を集約したまちづくり)」に見直ししています。過大な人口見直しに対応した館林市の都市計画道路は、新たな人口規模に見合った都市構造に向けて見直しが必要となりました。

館林市の人口

●都市計画道路見直しとは
個々の都市計画道路の必要性を評価し、今後の都市計画道路の見直しの方向性を取らせたものです。

2-1. 館林市の都市計画道路

●館林市の都市計画道路の現状

館林市では、28路線(約62km)を都市計画道路として定められており、H23.3.31時点で約60%が整備済となっています。

路線名	延長(km)	整備済(km)	整備済率(%)
1号線	1.2	1.2	100
2号線	1.5	1.5	100
3号線	1.8	1.8	100
4号線	2.1	2.1	100
5号線	2.4	2.4	100
6号線	2.7	2.7	100
7号線	3.0	3.0	100
8号線	3.3	3.3	100
9号線	3.6	3.6	100
10号線	3.9	3.9	100
11号線	4.2	4.2	100
12号線	4.5	4.5	100
13号線	4.8	4.8	100
14号線	5.1	5.1	100
15号線	5.4	5.4	100
16号線	5.7	5.7	100
17号線	6.0	6.0	100
18号線	6.3	6.3	100
19号線	6.6	6.6	100
20号線	6.9	6.9	100
21号線	7.2	7.2	100
22号線	7.5	7.5	100
23号線	7.8	7.8	100
24号線	8.1	8.1	100
25号線	8.4	8.4	100
26号線	8.7	8.7	100
27号線	9.0	9.0	100
28号線	9.3	9.3	100
計	280.0	168.0	60

●都市計画道路の整備率

路線種別	延長(km)	整備済(km)	整備済率(%)
1号線	1.2	1.2	100
2号線	1.5	1.5	100
3号線	1.8	1.8	100
4号線	2.1	2.1	100
5号線	2.4	2.4	100
6号線	2.7	2.7	100
7号線	3.0	3.0	100
8号線	3.3	3.3	100
9号線	3.6	3.6	100
10号線	3.9	3.9	100
11号線	4.2	4.2	100
12号線	4.5	4.5	100
13号線	4.8	4.8	100
14号線	5.1	5.1	100
15号線	5.4	5.4	100
16号線	5.7	5.7	100
17号線	6.0	6.0	100
18号線	6.3	6.3	100
19号線	6.6	6.6	100
20号線	6.9	6.9	100
21号線	7.2	7.2	100
22号線	7.5	7.5	100
23号線	7.8	7.8	100
24号線	8.1	8.1	100
25号線	8.4	8.4	100
26号線	8.7	8.7	100
27号線	9.0	9.0	100
28号線	9.3	9.3	100
計	280.0	168.0	60

3. 都市計画道路見直しの全体の流れ

●都市計画道路見直しの進め方
館林市の都市計画道路見直しは、平成24年度より2ヶ年をかけて検討し、作成します。今日の都市計画道路見直し(案)は、『都市計画ガイドライン(都市計画道路見直し編)』平成25年7月 群馬県国土整備部都市計画課を参考に、館林市や群馬県関係部局、関係団体、住民代表等で構成する委員会に諮り、頂いたご意見を踏まえて作成しました。

●今日のパブリックコメント後も見直し手続きまでは、住民の方々の意見を踏まえて進めています。

見直し(都市計画道路見直し)の範囲

見直しまでに

3-1. 館林市の都市計画道路

●館林市の都市計画道路の現状

1

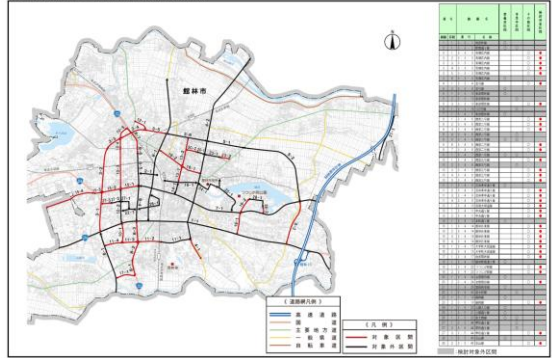
3

5

3-1 検討対象区間の設定

■検討対象区間の設定

検討対象区間は、都市計画道路の整備状況を踏まえ、整備済区間(道路工事が終了している区間)、事業中区間(道路工事を実施している区間)を除く、全ての区間として16路線35区間を設定しました。



3-2 検討対象区間の検証

■評価項目

評価項目は、『館林市第五次総合計画』のまちづくりの基本方針(人口規模に見合った集約型の都市構造)に対する都市計画道路のあり方・考え方を踏まえて設定しました。

評価項目	館林市の集約型の都市構造に対する都市計画道路のあり方・考え方
①集約型都市構造の構築	●都市の拡散を助長する都市計画道路は不要 ●都市機能の集約(中心市街地)を支援する都市計画道路は必要
②交通体系の利便性向上	●利便性の高い交通体系(高速道路、鉄道、バス)を支援する都市計画道路は必要
③歩行者・自転車の安全性向上	●歩行者・自転車が安全・安心して利用できる都市計画道路は必要
④都市施設への移動性向上	●都市の主要拠点(病院等)への移動性を高める都市計画道路は必要
⑤産業関連交通の移動性向上	●主要産業拠点(工業、観光)の移動性を高める都市計画道路は必要
⑥街並み・景観性の向上	●街並みの保全を図るための都市計画道路は必要
⑦災害時の安全性向上	●災害時に緊急輸送路として機能する都市計画道路は必要
⑧渋滞・混雑緩和	●環道・並行する道路で混雑が発生しており、その解消を図る都市計画道路は必要

■評価方法

検討対象区間に対して評価項目の該当を検証し、評価項目の該当状況から見直しの必要性を評価しました。

見直しの必要性に関する評価基準



3-2 検討対象区間の検証

■評価結果

検討対象区間を検証した結果、「該当がある」が10路線27区間、「該当がない」が4路線8区間となりました。



4. 都市計画道路の見直し(案)

■都市計画道路の見直し(案)

6路線8区間を見直し検討候補としました。今後、見直し手続きまでには、住民の方々の意見を踏まえて進めていきます。

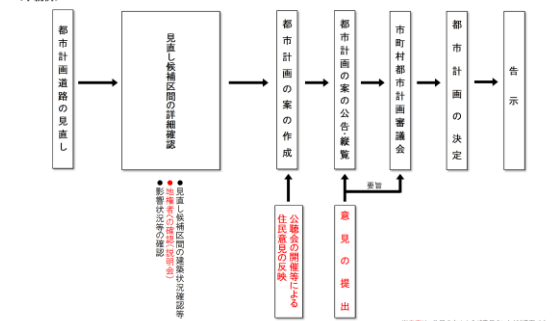


5. 見直し候補区間の今後の流れ

■市町村が定める都市計画決定等の手続き

今回のパブリックコメント後も見直し手続きまでには、住民の方々の意見を踏まえて進めていきます。

<手続例>



②パブリックコメントの実施

■実施方法

『館林市パブリックコメント手続実施要綱』に準拠し、パブリックコメントを実施した。

●対象者

- ・館林市民
- ・市内に事務所、事業所を有する個人、法人その他団体
- ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・パブリックコメント手続に係る事案に利害を有する者

●周知方法

- ・広報たてばやし（12/15号）
- ・館林市ホームページ

●公表方法

- ・館林市ホームページ
- ・市役所内留め置き

●実施期間

平成25年12月16日（月）～平成26年1月15日（水）（約1ヶ月間）

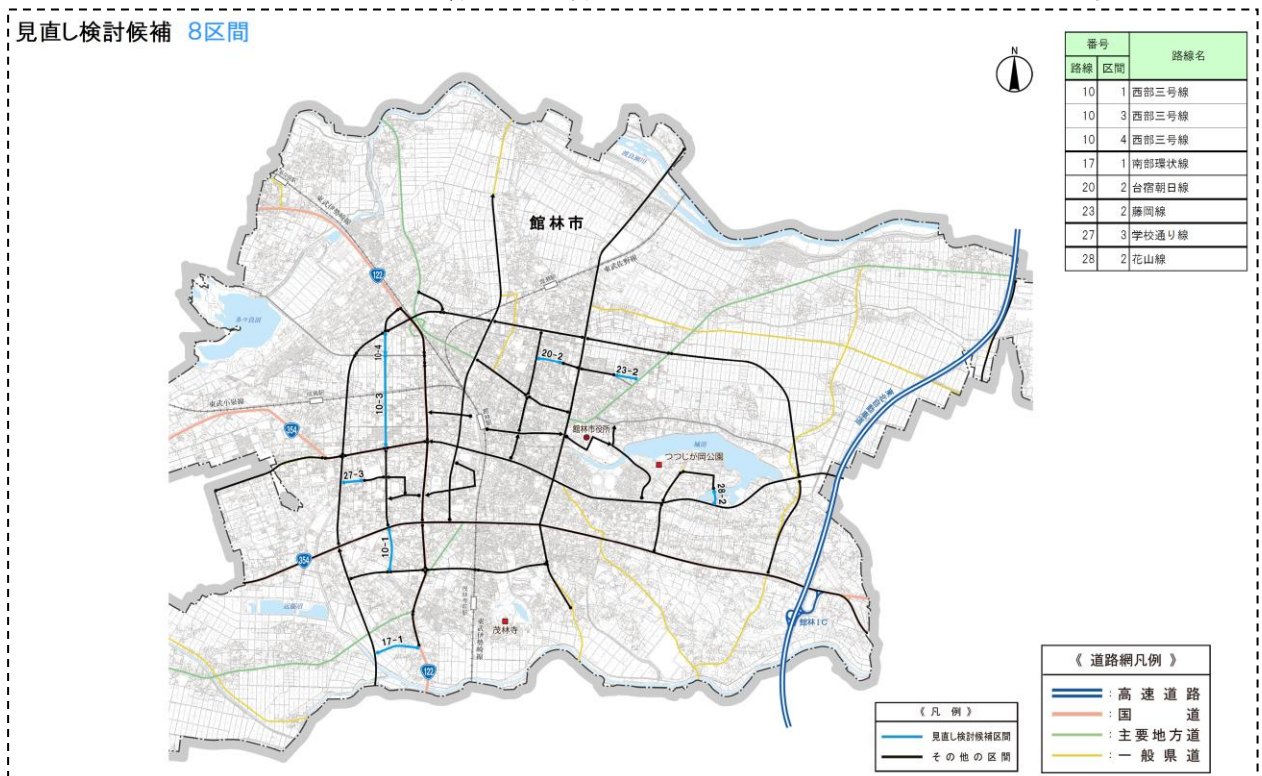
■実施結果

提出者数：0人 意見数：0件

③都市計画道路見直し方針

パブリックコメント結果を踏まえ、都市計画道路見直し方針を策定した。

見直し検討候補 8区間

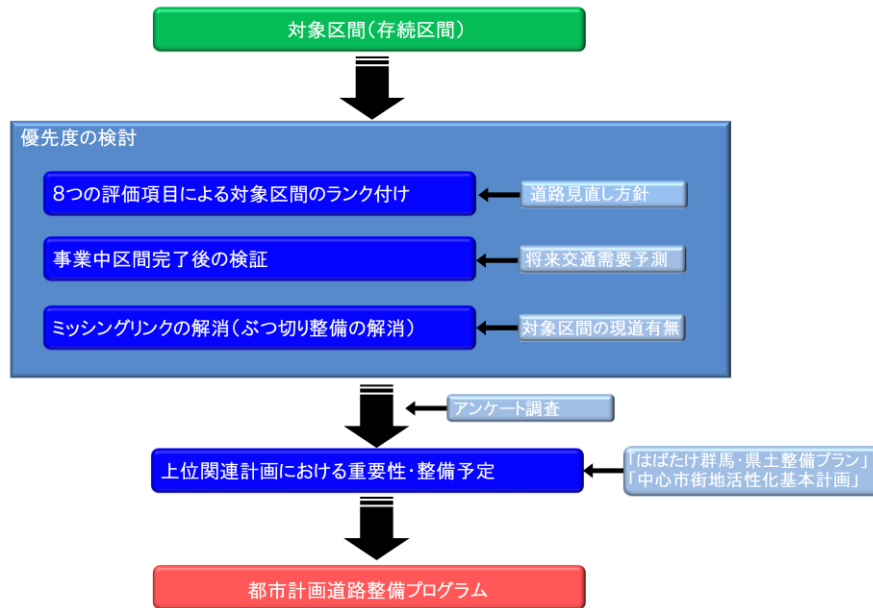


(2)道路整備プログラムの作成

都市計画道路見直し方針の存続区間に関する整備優先度を検討し、道路整備プログラム（短期：～10年以内、中期：10～20年、長期：20年以降における事業着手区間の設定）を作成した。

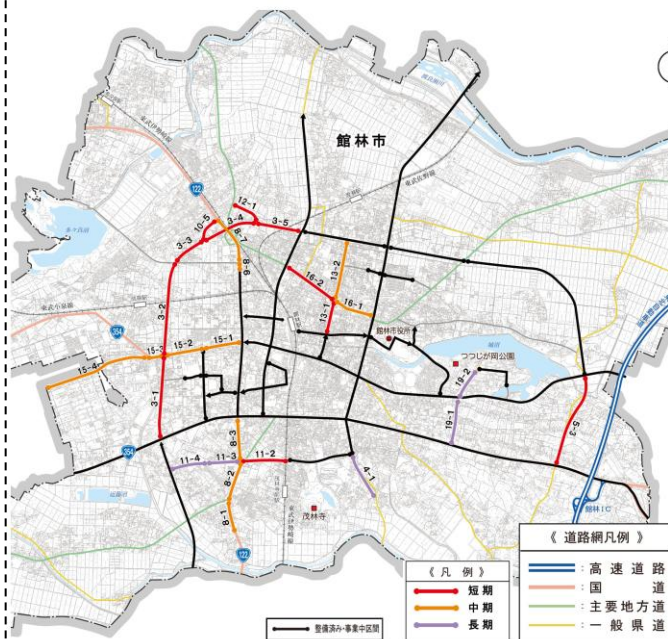
整備優先度は、8つの評価項目による対象区間のランク付け、事業中区間完了後の検証、ミッシングリンクの解消、上位関連計画における重要性・整備予定、アンケート調査結果を踏まえ、総合的な視点より設定した。

■作業フロー



■道路整備プログラム

短期事業着手 7路線 11区間
 中期事業着手 4路線 11区間
 長期事業着手 3路線 5区間



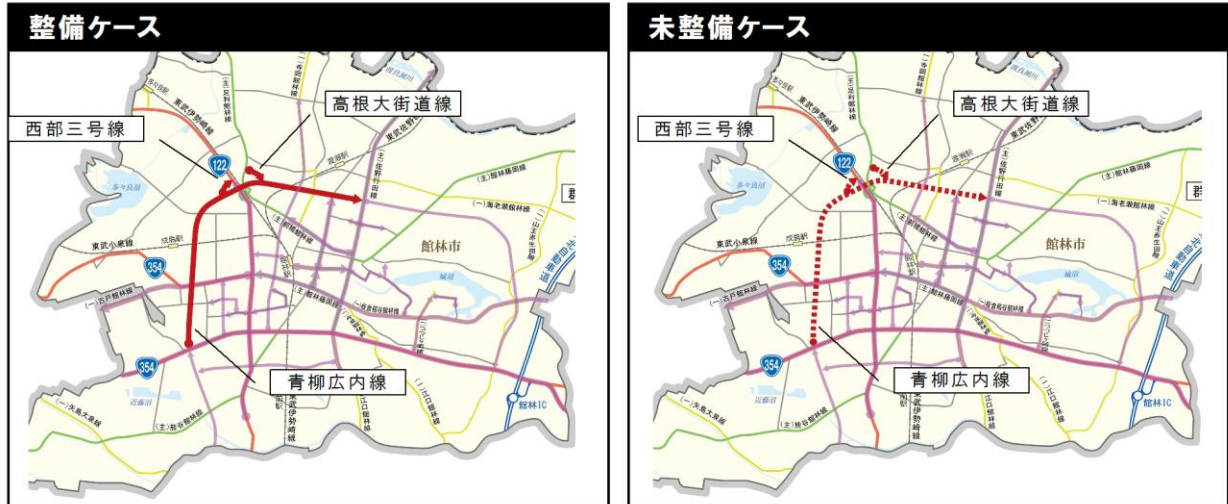
路線	区間	名称	優先度の検討項目				総合評価 A:短期 B:中期 C:長期
			8つの評価項目 による評価値	アンケート調査 と見直し の評価項目 5点以上の 評価値は緑 4点以上 0:10 1:9 2:8 3:7 4:6 5:5	事業中区間完了後の 検証	ミッシングリンク の解消	
			(P.3)	(P.4)	(P.5)		
3	1	東横広内線	6	●	●	A	
3	2	東横広内線	6	●	●	A	
3	3	東横広内線	6	●	●	A	
3	4	東横広内線	6	●	●	A	
3	5	東横広内線	6	●	●	A	
10	5	西部三号線	6	●	●	A	
12	1	東横大東道路	6	●	●	A	
5	3	東部東横線	5	●	●	A	
11	2	茂林寺中通り線	2	—	●	A	
13	1	中央通り線	5	●	—	A	
16	2	大平和大東道路	4	●	—	A	
8	7	西部二号線	5	●	—	B	
8	3	西部二号線	5	●	—	B	
8	6	西部二号線	5	●	—	B	
15	1	館林北東線	4	●	—	B	
15	2	館林北東線	4	●	—	B	
15	3	館林北東線	4	●	—	B	
8	1	西部二号線	4	○	—	B	
8	2	西部二号線	4	○	—	B	
15	4	館林北東線	3	●	—	B	
13	2	中央通り線	2	○	—	B	
16	1	大平和大東道路	2	—	—	B	
11	3	茂林寺中通り線	2	—	—	C	
11	4	茂林寺中通り線	2	—	—	C	
19	1	つづじが岡線	2	—	—	C	
19	2	つづじが岡線	2	—	—	C	
4	1	五号線	1	—	—	C	

※5点以上の評価項目「歩行者・自転車の安全性向上」
「渋滞・混雑緩和」
「交通体系の利便性」

(3)費用便益の分析

『費用便益分析マニュアル 平成 20 年 11 月 国土交通省道路局』に準拠し、対象路線（青柳広内線+西部三号線+高根大街道線）の費用便益分析を実施した。

■対象路線



■算出条件

事業期間	アンダー案:平成 7 年～平成 46 年 オーバー案:平成 7 年～平成 40 年 アンダー案(アンダー部別事業):平成 7 年～平成 37 年
供用予定年次	アンダー案:平成 47 年 オーバー案:平成 41 年 アンダー案(アンダー部別事業):平成 38 年
路線延長	全延長 :6,150m 青柳広内線 :5,370m 西部三号線 : 360m 高根大街道線 : 420m
全体事業費	アンダー案:219 億円 オーバー案:165 億円 アンダー案(アンダー部別事業):139 億円

■費用便益分析算出結果

ケース	路線名	総便益(B)	総費用(C)	B/C
1 アンダー案		133 億円	166 億円	0.8
2 オーバー案	青柳広内線全線 +西部三号線(10-5) +高根大街道線(12-1)	177 億円	136 億円	1.3
3 アンダー案 (アンダー部別事業)		204 億円	122 億円	1.7

※便益・費用については、平成 25 年度を基準年とし、社会的割引率を 4%として現在価値化した値である。

(4)アンケート調査の実施

■調査概要

●調査目的

館林市のまちづくりを支援する都市計画道路の道路整備プログラム作成における整備優先度を検討するため、市民が思う8つの評価項目の優先順位の把握すること。

●調査期間

平成25年12月10日(火)～平成25年12月24日(火) (約2週間)

●調査対象

・館林市居住者 ・館林市に通勤・通学している者

●調査方法

Web アンケート調査

■アンケート調査票

01 あなたがお住まいの館林市の町名を教えてください。
※複数ある場合は主なお住まいについてお答えください。
※具体的な番地などはご記入なさらず、「〇〇町」などご記入ください。
【必須入力】
町名:

02 あなたが通勤・通学されている館林市の町名を教えてください。
※複数ある場合は主な通勤・通学先についてお答えください。
※具体的な番地などはご記入なさらず、「〇〇町」などご記入ください。
【必須入力】
町名:

03 館林市のまちづくりを支援する道路の今後の整備について、ミッシングリンク(※)を解消する道路整備と8つの項目(将来の館林市のまちづくりに必要な道路の機能と役割)に該当する道路整備のどちらを優先に整備すべきだと思いますか。
※ミッシングリンクとは、
道路ネットワークの一部未完成区間(未整備区間で途中で途切れている区間)により道路のもつ交通機能が十分に発揮できないこと。
※将来の館林市のまちづくりに必要な8つの項目
(1)集約型都市構造の構築
(2)交通体系の利便性向上
(3)歩行者・自転車の安全性向上
(4)都市施設への移動性向上
(5)産業関連交通の移動性向上
(6)防災・避難性向上
(7)災害時の安全性向上
(8)渋滞・混雑緩和
【必須入力】
【ミッシングリンク解消を優先すべき】
 ミッシングリンクを解消する道路整備を優先すべき
【将来のための道路整備を優先すべき】
※いくつかの上記の道路整備項目が実施されればこちらを優先すべきと思うかをお答えください。
 4つ以上該当
 2つ以上該当
 1つでも該当

04 館林市のまちづくりを支援する道路の今後の整備について、下記の8つの項目(将来の館林市のまちづくりに必要な道路の機能や役割)におけるあなたの優先順位をお答えください。
※お気持ちに近い順で、8位まで必ずご回答ください。
【必須入力】
1.【集約型都市構造の構築】都市機能の集約(中心市街地)を支援する道路
2.【交通体系の利便性向上】利便性の高い交通体系(高速、鉄道、バス)を支援する道路
3.【歩行者・自転車の安全性向上】歩行者・自転車が安全・安心して利用できる道路
4.【都市施設への移動性向上】都市の主要拠点(病院、公園等)への移動性を高める道路
5.【産業関連交通の移動性向上】主要産業拠点(工業、観光)の移動性を高める道路
6.【防災・避難性向上】災害時の救命を助けるための道路
7.【災害時の安全性向上】災害時に緊急輸送道路として機能する道路
8.【渋滞・混雑緩和】環状、並行する道路で混雑が発生しており、その解消を図る道路
(中角数字のみ、上記より番号を記入)
1位:
2位:
3位:
4位:
5位:
6位:
7位:
8位:

■ 調査結果

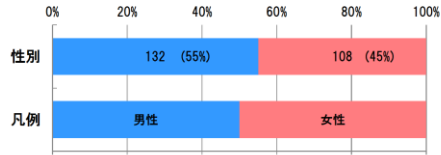
(1) 回答数

回答数：240 票

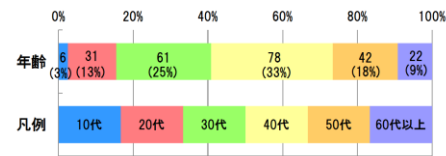
(2) 調査集計結果・整理

1) 個人属性

① 性別



② 年齢



2) アンケート調査結果

① 館林市民か館林市に通勤・通学しているか

Q1入力	館林市民	回答数	比率
Q2入力	館林市に通勤・通学	45	19%
合計		240	100%

② ミッシングリンクを解消する道路整備と8つの項目に該当する道路整備のどちらを優先に整備すべきだと思いますか

・「ミッシングリンクを解消する道路整備を優先すべき」の回答が「8つの評価項目に該当する道路整備を優先すべき」よりも多い。

	回答数	比率	
ミッシングリンクを解消する道路整備を優先すべき	84	35%	
将来的に館林市のまちづくりに必要な8つの項目に該当する道路整備を優先すべき	4つ以上該当	72	30%
	2つ以上該当	60	25%
	1つでも該当	24	10%
合計	240	100%	

③ 8つの項目におけるあなたの優先順位をお答えください。

・「歩行者・自転車の安全性向上」、「渋滞・混雑緩和」、「交通体系の利便性向上」に関する道路整備を重要と考えている。

